

知事専決事項報告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令和8年6月15日

長崎県知事 平 田 研

令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）

第1条 令和7年度長崎県流域下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度長崎県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間総処理水量	10,289,124m ³	△269,128m ³	10,019,996m ³
(2) 一日平均処理水量	28,189m ³	△737m ³	27,452m ³
(4) 主な建設改良事業 処理場建設改良	295,370千円	△2,421千円	292,949千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,102,646千円	△27,859千円	1,074,787千円
第1項 営業収益	668,793千円	△17,494千円	651,299千円
第2項 営業外収益	433,853千円	△10,365千円	423,488千円
	支	出	
第1款 事業費用	1,001,404千円	△40,395千円	961,009千円
第1項 営業費用	982,470千円	△44,762千円	937,708千円
第2項 営業外費用	18,930千円	4,367千円	23,297千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額129,214千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,937千円、当年度分損益勘定留保資金67,807千円及び減債積立金52,470千円」を「不足する額130,353千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,274千円、当年度分損益勘定留保資金67,304千円及び減債積立金54,775千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	295,329千円	△3,560千円	291,769千円
第1項 企業債	85,300千円	△3,600千円	81,700千円
第2項 国庫補助金	138,000千円	650千円	138,650千円
第3項 負担金	72,029千円	△610千円	71,419千円
	支	出	
第1款 資本的支出	424,543千円	△2,421千円	422,122千円
第1項 建設改良費	295,370千円	△2,421千円	292,949千円

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 85,300	債券発行又は普通貸借 (借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、銀行その他 (借入時期) 令和7年度。ただし、購入その他の都合により、その全部又は一部を翌年度に繰延べ借入れすることができる。	年利5.0%以内	借入時期から30年以内（うち据置期間5年以内）において元利均等又は元金均等などの償還の方法による。ただし、企業財政の都合により、繰上償還をなし、又は償還年限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。	千円 81,700	補正前に同じ。	補正前に同じ。	補正前に同じ。
計	85,300				81,700			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	36,852千円	△1,689千円	35,163千円